

23 監査報告第8号
平成23年11月30日

千葉市議会議長 小川智之様
千葉市長 熊谷俊人様

千葉市監査委員 宮下公夫
同 宮原清貴
同 山浦衛
同 橋本登

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により監査を実施した
ので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第1期財務定期監査結果報告

1 監査の対象

経済農政局、消防局、水道局、会計室、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、議会事務局

2 監査の範囲

平成22年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理
ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

3 監査の期間

平成23年8月1日から同年11月25日まで

4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、調定・徴収関係書、支出負担行為伺書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は确实かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続は適正か。
- ・ 財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方途は講じられているか。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

5 監査委員の除斥

山浦衛監査委員及び橋本登監査委員は、議会の議員として政務調査費の交付を受けているため、議会事務局における政務調査費の監査にあたっては、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

6 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善の必要があるものが認められた。

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（経済農政局、消防局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収については、使用料を後納させることができない者に対し後納させているもの（経済農政局に限る）、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされているものが見受けられた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

イ 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（水道局）

水道局行政財産等使用許可及び貸付規程第2条第2項によると、行政財産使用料については、行政財産使用料条例の規定の例によるとされており、同条例では、行政財産使用料は前納が原則となっているが、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができると規定されている。また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、資材置場用地等に係る行政財産目的外使用料については、使用開始日が4月1日であるにもかかわらず、使用開始日から起算して30日以内に徴収していなかった。

行政財産目的外使用料の徴収については、規定等に基づき適正に行われたい。

ウ 農業者健康増進施設使用料の収納事務委託を適正に行うべきもの（経済農政局）

地方自治法施行令第158条第3項によると、歳入の収納の事務の委託を受けた者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、収納した歳入を、その内容を示す計算書を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならないとされている。また、予算会計規則第42条第5項及び第6項によると、収入事務受託者は、収入金を収納したときは、納入義務者に対し領収書を交付し、当日又は翌日に歳入徴収者が指示する方法により指定金融機関等に払い込まなければならないとされている。

しかしながら、農業者健康増進施設使用料については、収入事務受託者が収納金を農業振興課担当者へ受け渡し、歳入徴収者である農業振興課長が指定金融機関等へ払い込みをしていた。また、収入事務受託者が歳入徴収者である農業振興課長名の領収書を納入義務者に対して交付していた。

農業者健康増進施設使用料の払い込みについては、法令等に基づき収入事務受託者に適正に行わせられたい。また、領収書については、収入事務受託者名のを納入義務者に交付させられたい。

エ 農業者健康増進施設使用料の免除手続きを適正に行うべきもの（経済農政局）

農業者健康増進施設管理規則第9条第3項第3号によると、市長が特に必要があると認めた場合に使用料を免除するとしている。

また、決裁規程別表第1によると、減免基準が明確でない歳入の減免に係る専決者は部長とされている。

しかしながら、農業者健康増進施設使用料の免除については、特に必要があると認める理由を明示せず、また、減免基準が明確でない歳入であるにもかかわらず、所管課長が決裁を行っていた。

農業者健康増進施設使用料の免除手続きについては、規則等に基づき適正に行われたい。

オ 園芸作物等の売払代金の徴収事務を適正に行うべきもの（経済農政局）

予算会計規則第26条によると、随時の収入で納入の通知を発するものの調定は、原因の発生したときにしなければならないとされており、第30条によると、歳入徴収者は、随時の収入については納入通知書兼領収書により納期限の15日前までに、納入義務者に通知しなければならないとされている。

また、優良種苗の供給に関する協定書によると、優良種苗の供給を受けたときは、その支払いを行うものとするとしており、乳牛受精卵移植事業実施要綱によると、受精卵移植を受けた者は、受卵牛が判定により受胎したと認めたときは、売払代金を納付しなければならないとされている。

しかしながら、優良種苗供給に係る園芸作物売払代金の徴収については、目的物を供給した日から最大で280日経過後に、また、受精卵売払代金の徴収については、受胎が確認された日から最大で225日経過後に調定及び納入義務者に通知していた。

園芸作物等の売払代金の徴収事務については、規則等に基づき適正に行われたい。

（2）支出事務

ア 物品の納品確認を適正に行うべきもの（経済農政局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局）

「不適正経理処理の再発防止に向けた取組みについて」（平成22年5月28日付け市長通知）によると、物品が納品された際には、品名及びその数量について納品書との照合を行い、当該納品書に照合者の確認印を押印することとされている。

しかしながら、消耗品購入に係る納品書について確認したところ、納品書に照合者の確認印が押印されていないものが多く見受けられた。

物品の納品確認については、通知に基づき適正に行われたい。

イ 補助金の規定整備及び補助対象経費の内容確認を適正に行うべきもの（経済農政局）

補助金等交付規則第4条によると、市長は、補助金等の交付の申請があったときは、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査し、交付の決定をすることとされている。また、補助金の執行事務の適正化について（平成14年3月1日付け財政部長通知）によると、補助金交付要綱で定める事項のうち補助金額算出に必要な基準として、補助対象とする具体的経費、補助率を明示することとされ、補助金額の算定については、交付要綱または予算に補助の限度額を定めた場合であっても、補助対象とする経費の項目及び項目毎の金額並びに限度額との関係を明らかにし、交付申請、交付決定、額の確定にあたっては、経費の用途状況等を確認する必要があるとされている。

しかしながら、農林関係事業補助金については、交付要綱別表で規定する30事業

のうち17事業において補助対象経費を事業の実施に要する経費とするのみで、補助対象とする具体的経費を明示していなかった。

また、同補助金のうち、森林振興推進事業、休耕農地整備事業及び担い手確保対策事業については、補助額の算定にあたって経費の用途状況等を確認していなかった。

農林関係事業補助金については、交付要綱に補助対象とする具体的経費を規定するとともに、経費の用途状況等を確認し補助金額の算定を適正に行われたい。

ウ 補助事業に係る支出を適正に行うべきもの（消防局）

防火協会補助金交付要綱によると、市は、防火協会が行う防火に関する事業に要する経費について補助することとしており、同協会は、当該補助事業として、火災予防運動に伴うポスターを制作している。

しかしながら、同協会が制作した当該ポスターの配付部数が不足し、追加制作が必要となったが、補助事業の計画を変更して補助金の追加交付を検討すべきところ、誤って市が印刷業者に制作を委託し支出していた。

補助事業に係る支出については、適正に行われたい。

（3）契約事務

ア 契約保証金の納付の免除を適正に行うべきもの（経済農政局、人事委員会事務局）

契約規則第28条第1項によると、契約事務担当職員は、契約を締結する者をして、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めさせなければならないとされている。

また、同規則第29条第3号によると、地方自治法施行令第167条の5及び第167条の11に規定する資格を有するものと契約を締結する場合において、相手方が過去2年の間に本市又は国、県若しくは他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができるとされている。

しかしながら、一部の業務委託については、契約相手方が入札参加資格者名簿に登録されていないため、地方自治法施行令に規定する資格を有しないにもかかわらず、契約保証金の納付を免除していた。

契約保証金の納付の免除については、規則に基づき適正に行われたい。

イ 園芸作物等の売払いに係る契約事務を適正に行うべきもの（経済農政局）

契約規則第22条によると、随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格を定めるものとされている。また、第23条によると、随意契約に付そうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、契約内容により2人以上の者から見積書を徴することが困難なとき、又はその必要がないと認められたときは、この限りでないとしている。さらに、第25条によると、随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事

項のほか、契約代金の受領の時期及び方法等を記載した契約書を作成して、契約を締結するものとされている。

しかしながら、園芸作物の売払い、廃用牛及び雄子牛の売払いについては随意契約により行っていたが、次のような事例が見受けられた。

(ア) 市況や生産物の状況を勘案し、価格を決定することとしていたが、価格の決定について決裁を経ていなかったもの（園芸作物）

(イ) 市場で売却した価格から運送費等諸経費を控除した額を売払価格とすることとして、事前に予定価格の決定や見積書の徴収などの契約手続きを行っていなかったもの（園芸作物、廃用牛及び雄子牛）

(ウ) 規則の定める契約手続きを一切行っていないもの（園芸作物）

園芸作物等の売払いに係る契約事務については、規則に基づき適正に行われたい。

ウ 契約事務を適正に行うべきもの（選挙管理委員会事務局）

契約規則第22条によると、契約にあたっては、あらかじめ予定価格を定めなければならない、その額は価格の総額とされている。

また、物品会計規則第13条第1項及び第3項によると、物品調達の契約事務は、調達主管課長が行わなければならない、物品管理者は、物品の調達をしようとするときは、執行伺に必要な附属書類を添えて調達主管課長に送付しなければならないとされているが、予定価格が10万円未満の物品については、「物品調達事務の取扱いについて」（昭和52年10月1日付け市長指定）により、所管課で調達できるとされている。

しかしながら、候補者用表示物（腕章他の消耗品）の購入については、各区用にいずれも10万円未満に分割して、同一業者から同日に調達しているが、購入額を合算すると10万円以上になっていることから、予定価格が10万円未満となるよう意図的に発注を分割したものと評価されるものである。

契約事務については、規則に基づき、総額により予定価格を定め、その額が10万円以上であるときは、執行伺等を調達主管課長に送付するなど適正に行われたい。

エ 個人情報取扱特記事項の運用を適正に行うべきもの（人事委員会事務局）

「個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準」（平成8年3月25日付け総務部長決裁）によると、個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約の締結に当たっては、契約書等に、受託者が個人情報取扱特記事項を遵守する旨記載し、当該特記事項を契約書等の一部として添付するものとされている。また、契約書等の書面を作成しない契約の場合は、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略した当該特記事項を契約事項として受託者に交付するものとされている。

しかしながら、一部の業務委託契約書については、添付された個人情報取扱特記事項の内容の一部が不足している事例が見受けられた。また、契約書を作成しない契約においては、受託者に交付した当該特記事項が、合理的な理由もなく必要事項を省略した事例も見受けられた。

個人情報取扱特記事項の運用については、基準に基づき適正に行われたい。

(4) 財産管理事務

ア 備品の管理を適正に行うべきもの（経済農政局）

物品会計規則第28条第1項によると、物品取扱員等は、その保管にかかる物品を良好な状態で常に使用又は処分することができるように整理し、保管しなければならないとされている。また、同規則第29条によると、物品の管理に関する事務を行う職員及び使用する職員は、この規則その他物品に関する法令の規定に伴うほか善良な管理者の注意をもってその事務を行い及び物品を使用しなければならないとされている。さらに同規則第38条によると、物品管理者は、受け入れた物品のうち備品については、備品票を物品取扱員をして作成させ標示しなければならないとされている。

しかしながら、公営事業事務所において、備品を抽出により確認したところ、備品票が貼付されていないこと等により現物を確認できないものが見受けられた。

備品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

イ 消耗品の管理を適正に行うべきもの（経済農政局）

物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

しかしながら、市内農家へ供給する目的で生産される優良種苗については、消耗品出納簿が作成されていなかった。

消耗品の管理については、規則に基づき適正に行われたい。

ウ 郵券の管理を適正に行うべきもの（人事委員会事務局）

「郵券の適正管理について（平成21年1月14日付け会計管理者通知）」によると、郵券の管理については、定められた消耗品出納簿及び物品交付請求書による取扱いを適正に行うこととされている。また、物品取扱員等は、月末に保管する郵便切手と出納簿上の残数が一致していることを確認した上で、所属の物品管理者の確認を受けることとされている。

しかしながら、定められた消耗品出納簿が作成されておらず、また、物品管理者による在庫確認が行われていなかった。

郵券の管理については、会計管理者通知に基づき適正に行われたい。